

配偶者の国民年金加入手続きをお忘れなく

被扶養者である配偶者の国民年金に関する届は、共済組合を経由する場合と、ご自分で直接届出をしなければならぬ場合があります。

被扶養者の認定を共済組合へ申請する際は、同時に国民年金第3号被保険者届を提出していただき、共済組合を経由しますが、次のような場合は、皆さまの配偶者がご自分で住所地の市区町村にある国民年金窓口または、住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金窓口へ届出をしなければなりません。

☆配偶者が、収入の増加等により被扶養者でなくなった場合は、国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要で
す。(厚生年金等の被保険者になった場合は除きます)

☆組合員が退職して国民年金第一号被保険者になる場合は、配偶者も国民年金第二号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要です。

☆組合員が65歳に達した場合は、組合員が在職中であっても国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届出が必要です。

(参考)国民年金被保険者の種別

国民年金第一号被保険者：…農業、自営業、学生等で第二号および

第三号被保険者以外の20歳以上60歳未満の方

国民年金第二号被保険者：…共済組合の組合員や厚生年金の被保

険者(65歳以上の方は除く)

国民年金第三号被保険者：…第二号被保険者(65歳以上の方は除

く)に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

国民年金第三号被保険者の届出もれの救済

第三号被保険者の届出もれの期間については、過去2年間しか認められませんでしたが、平成17年4月以降は社会保険事務所ですれば、2年前以前の期間も保険料納付済み期間に算入されることになりました。届出方法など詳しいことは、社会保険事務所へお問い合わせください。

「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました

扶養手当の支給対象者になっていない被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者2750名中199名が、被扶養者資格認定取り消しとなりました。認定取り消し事由のほとんどは、「収入額が認定限度額を超えていたことによるもの」または「就職により他の医療保険(社会保険等)に加入されていたことによるもの」です。

このため、組合員の皆さまが、ご家族(被扶養者)の方々の収入状況をいつも正確に把握し、被扶養者資格認定要件に該当しなくなった場合は、勤務先の共済事務にご担当者の方を通じて、早急に取り消し手続きを行っていただきますようお願いいたします。(遡及して認定取り消しをした場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求することになります。)

なおこの調査は、毎年7月から9月にかけて実施いたします。来年度の調査にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書(収支内訳書等含む)の写し」、「直近の年金改定通知書・年金振込通知書等の写し」、「給与支給明細書等の写し」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後もし協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【参考】被扶養者資格認定限度額について

60歳未満の者：130万円未満
障害を支給事由とする年金受給者：180万円未満
60歳以上での年金受給者：180万円未満